第一日　平成二十九年十月十日　　開会　午後一時五十九分

［開会前に事務局より、二番五十嵐 忍議員が所用のため欠席する旨が報告される］

○議長（野呂日出男君）

ただ今の出席議員数は、十三名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十九年第二回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十二条の規定により会議録署名者は、

八　番　吉　村　忠　男　君

九　番　相　馬　勝　治　君

十　番　工　藤　健　一　君　を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長　奈良岡文英君。

［議会運営委員長　奈良岡文英君　登壇］

○議会運営委員長（奈良岡文英君）

皆さんこんにちは。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十月五日、午前十時から役場三階小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、平成二十九年第二回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり

開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・議会運営委員の選任・常任委員の選任・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことを、ご報告申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物によりご了承願います。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、議会運営委員の選任を行います。お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第八条第四項の規定により、

阿部　祐己君　奈良　完治君　奈良岡　文英君

藤林　公正君　相馬　勝治君　佐々木　政美君

の以上六名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なし認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を本職に報告願います。

暫時休憩いたします。

議会運営委員会は、大会議室で開催願います。

休　憩　　午後二時〇五分

再　開　　午後二時十二分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について、ご報告いたします。

委員長に奈良岡 文英君、副委員長に奈良 完治君が互選されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第五、常任委員の選任を行います。お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第八条第四項の規定により、

総務産業常任委員に、

五十嵐忍君　奈良完治君　奈良岡文英君　小野稔君

藤林公正君　佐々木政美君　野呂日出男の以上七名を、

民生教育常任委員に、

阿部祐己君　前田信一君　吉村忠男君　相馬勝治君

工藤健一君　浅利直志君　横山哲英君

の以上七名を、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の方々を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を本職に報告願います。

暫時休憩いたします。

会議の開催は、大会議室において総務産業常任委員会、民生教育常任委員会の順に開催願います。

休　憩　　午後二時十三分

再　開　　午後二時三十一分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、ご報告いたします。

総務産業常任委員長に佐々木政美君、同じく副委員長に五十嵐忍君、

民生教育常任委員長に前田信一君、同じく副委員長に阿部祐己君がそれぞれ互選されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第六、報告第二十三号及び議案第七十一号から議案第七十二号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長　平田博幸君。

［町長　平田博幸君　登壇］

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明　別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第七、報告第二十三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第三回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第二十三号を採決いたします。

本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第二十三号は承認することに決定いたしました。

日程第八、議案第七十一号藤崎町名誉町民の選定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

提案理由の中で藤崎町名誉町民選考委員会へ諮問した結果、満場一致で名誉町民とすることが適当であるという答申を得ているところであるということなんですけれども、いつ実施されて何名の方が参加された名誉町民選考委員会なのでしょうか。具体的な選考委員名もお知らせ願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

この藤崎町名誉町民選考委員会は、九月十五日午後一時半より、役場三階大会議室で行われたものでございます。

出席された委員は、町の表彰審議会の委員をもって充てるということから、中村文敏会長はじめ、副会長の小野達夫さん、須藤イコさん、白取正美さん、鈴木政治さんの五名で検討したものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

［「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今お聞きしたように、表彰審議会委員の五名で、一致して名誉町民とすることが適当であるというふうな審議も経たということなんですけれども、私は、名誉町民制度そのもの、名誉町民の対象を芸術・文化やあるいはまたスポーツに功労が特に顕著であるというような人を対象にすべきであるというふうに思っております。

政治家は、極力名誉町民にならないような制度運用を図るべきだと思っております。

なぜならば、政治家には県会議員もございますし、元町長もございますし、そういう様々な政治的な影響を受けやすいような状態もあるわけでありますので、私としては、政治家が名誉町民に選ばれるという、そういう制度運用そのものを見直すべきだという視点から、本選定に同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

本議案に賛成するものであります。

理由としては、町長の提案理由のとおりであり、まして藤崎町には藤崎町名誉町民条例がございます。その中での選考委員会を経たものに対して、反対する、私は理由はないと思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第七十一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第七十一号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第七十二号平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

町長交際費が、四百二十七万円程あがっているわけであります。

提案理由の中でも故木村太郎さんのお別れ会の費用というような提案理由もされているんですけれども、この四百二十七万円というのは、どういう積算に基づいて四百二十七万円というのが、金額的には町長交際費の三年分にもわたるようなことだと思うんですけれども、その辺はどういう積算根拠に基づいて、今回町長交際費を計上したのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（能登谷英彦君）

九月十二日に行われました、木村太郎氏のお別れ会の内訳についてご報告いたします。

葬儀代が弘前公益社からの請求では、九百五十二万一千円余り、ＲＡＢ開発で葬儀の演出を行いましたので、これが二百十一万六千円余り、広告料ですが、県内三紙のお別れ会のご案内をした経費が八十一万七千円余り、会場使用料として、スポーツプラザ藤崎の使用料が十二万二千円余り、藤崎町商工会の会場を借りましたのでそれが一万円、食糧費として、スタッフ及び自衛隊の方のお茶代として兵藤酒店から三万六千円余り、スタッフ用の昼食弁当代で、まんまるに十二万二千円余り、株式会社フェリーチェに自衛隊の弁当を注文したのが七万四千円余り、合計で一千二百八十二万二千百二十円経費がかかってございます。

これを主催した自由民主党、藤崎町、木村家の三者で案分した結果、町の負担分として四百二十七万四千四十円とい

うことになりましたので、それをあわせて交際費より支出したいということでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

お別れ会をやること自体というか、志半ばで倒れました木村太郎さんのお別れ会　をやるということは、やってしかるべきことなのかなと思っておりますけれども、共産党の国会議員の方も県会議員の方も参加いたしましたんですけれども。

私がお聞きしたいのは、本来こういうお別れ会というのはですね、お聞きするところによると一千二百八十二万円程を三団体で分けたということなんですけれども、木村太郎氏は国会議員でもあるわけです。そうしますと、国会議員の自民党というのは、最も経済的にもいわゆる豊かな団体でもあります。ただそれだけではなくて、本来国会議員でありますので、自民党の本部、なおかつ自民党の県連も広告には載っていましたよね。そして、木村家というふうになっているわけですので。

本来は自民党と木村家でお別れ会の費用負担を主にやるべきものではないんでしょうか。それを一対一対一というような負担にしたのは、どういう判断基準からそういうふうになさったのでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（平田博幸君）

考え方はさまざま十人十色で、浅利議員はその意見だとそう思ってございます。

今回の合同葬は、まずもって自由民主党、そして自由民主党青森県連、そして藤崎町、そして木村太郎後援団体連合会、そして木村家という五者でございます。

自民党本部は、内規で七十二万円程度しかこういうお別れ会、偲ぶ会には出せないという内規で決まっているみたいです。

よって、木村太郎の支援団体のほうにも予算的な経費はございません。

よって、自由民主党青森県連、そして多大なるお世話になった藤崎町、そして木村家三分割というところで、慎重に検討した結果そのような形になりました。

ちなみに、かつてこの青森県、日本のために頑張ってきた田澤吉郎先生のときはですね、団体がＡＴＶの名誉顧問を務めたということで、一千六百万円かかったのを四分割したということで、村ではその当時の村長さんのいわゆる専決処分で四百万円程計上したというお話も聞いてございます。

これは、全国なかなか現職で亡くなる方は、なかなかないですけれども、大体そのような態勢でいろいろ過去を調べましたら行っていると。

ただ、浅利議員のお話したことは、浅利議員の考え方としては心に受け止めておきます。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

［「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

自民党の本部、内規で七十二万円しか負担しないという、そういう内規があるというのには私も驚きましたけれども。しからば、町にはそういう内規があるのかないのかと言えば、あるわけもございません。

私はこの問題は、公平性の観点といいますか、そういう観点から町民、個人としての公平性の観点、交際費をこのように上積みしてやるということについての公平性の観点を損なうものでもあると。と同時に、名誉町民そのものの今後の負担割合といいますか、そういうものに大きな影響を、いわば悪影響を与えるようなものでもあるという、そういうような点で四百万円を超える交際費を支出することについて、自治体として負担することに同意できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

本案に賛成するものであります。

理由としては、先程町長も発言なされましたが、田舎館出身の田澤吉郎代議士の例もあり、故木村太郎代議士も県議二期、衆議院議員七期を務め、補助事業等に対し、この地元藤崎町に貢献し、田澤代議士に勝るとも劣らない実績を認め、町民と町としての感謝の表れと理解し賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第七十二号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第七十二号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十九年第二回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後二時五十二分

地方自治法第百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　野　呂　日出男

署名議員　　吉　村　忠　男

署名議員　　相　馬　勝　治

署名議員　　工　藤　健　一